

北海道自転車条例に係る対応方向の考え方（案）

基本的な考え方

- 前回の北海道自転車条例・自転車利活用推進計画の見直し(R2年度)以降における、北海道における自転車の利活用の現状と課題を踏まえ、**条例の見直しの必要性の有無（R2年度は無）を含めた対応方向を検討。**
- 現行の推進計画における推進状況などを踏まえ、**北海道の特性にあった自転車の利活用促進に向け、新たに盛り込む内容を検討**しながら、第2期北海道自転車利活用推進計画(R7年度;計画期間の最終年)を見直し、**第3期計画（計画期間;R8~12年度）を策定。**

1 主な論点

(1) 条例における「責務」、条例の実効性

令和2年度に実施した条例等の見直しで、「乗車用ヘルメットの着用」「自転車利用者の保険加入啓発」「自転車小売事業者による保険加入啓発」に係る責務を争点として議論。条例条項の点検の結果、条例は現行のまま、現行条例の理念に基づき、施策を着実に推進することした。

前回の条例等の見直し以降の、令和5年4月の道路交通法改正（法による乗車用ヘルメット着用の努力義務化）、自転車損害賠償保険の加入促進に係る現況等を踏まえ、基本的な現状と課題を整理し、関係者から意見聴取し議論。

(2) 北海道の特性にあった自転車の利活用促進

現行の第2期北海道自転車利活用推進計画が策定された令和3年3月以降、北海道のサイクルツーリズム推進に大いに資する、「アドベンチャートラベルワールドサミット2023」(サイクリングツアー)の開催(R6年5月)、我が国を代表し世界に誇りうるナショナルサイクルルートの一つとして、十勝のサイクルルート「トカプチ400」の指定(R3年5月)など大きな環境の変化がある。これら環境の変化を踏まえ、次期計画に盛り込む内容について、関係者から意見聴取し議論。

2 検討の推進

- 北海道自転車条例推進会議(議会)
- 北海道自転車活用等推進連携会議(外部会議)
- 自転車活用等推進会議(庁内会議)